

保 存 版

平成 3 0 年 4 月 1 9 日

保護者様

京都市立伏見板橋幼稚園
園 長 二川 恵理

「台風などに対する非常措置について」のお知らせ

本園においては、台風などにより京都市（※テレビ・ラジオなどでは「京都南部」又は「京都・亀岡」地域とで報道される場合があります。）に「特別警報（※大雨，暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には下記の措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報，幼稚園からメールで配信します情報にご注意ください。また，このお知らせもすぐ目につく所においていただきますようお願いいたします。

1 特別警報について

- (1) 登園前に発令された場合は，「特別警報」が解除されるまでは，命を守る行動を取ることを優先し，登園を見合わせ，自宅待機させてください。
・ 降園後「特別警報」が発令された場合は，翌日は臨時休業となります。

- (2) 保育時間中に「特別警報」が発令された場合は休園となります。ご自身の安全に十分気をつけていただき，なるべく早く，迎えにきていただきますようお願いいたします。

なお，不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで幼稚園にて留め置くことといたします。

2 暴風警報について

- (1) 登園前に発令された場合は，「暴風警報」が解除されるまでは，登園を見合わせ，自宅待機させてください。
・ 京都市に午前7時現在「暴風警報」が発令されている時は，臨時休業といたします。

- (2) 「暴風警報」が解除になった場合は，次のような措置をとりますので，テレビやラジオ等の報道にご注意ください。

- 1 午前8時までに解除になった場合は，平常通り登園してください。
- 2 午前9時までに解除になった場合は，9時40分から保育を開始します。
- 3 午前10時までに解除になった場合は，10時40分から保育を開始します。
- 4 午前10時現在，警報発令中の場合は，臨時休業となります。

- (3) 保育時間中に「暴風警報」が発令された場合は，迎えにきていただくこととなります。連絡がとれるようにしていただきますようお願いいたします。
なお，不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで幼稚園にて留め置くことといたします。

✿ 幼稚園と小学校では実態が異なるため，非常措置の講じ方に違いがありますのでご了承ください。

保 存 版

保護者様

平成30年4月19日

京都市立伏見板橋幼稚園
園 長 二川 恵理

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本園において、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を行いますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登園前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登園日を臨時休業とします。

※ 降園後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登園までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登園日を臨時休業としますが、安全が確認でき、保育を実施する場合は、(緊急連絡網／メール配信／ホームページなど)により、保育を実施する旨を連絡します。)

(2) 臨時休業とした場合、登園の再開日は幼稚園及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて幼稚園から連絡します。

2 保育時間中に発生した場合

保育時間中に発令された場合は休園となります。ご自身の安全に十分気をつけていただき、なるべく早く、迎えにきていただきますようお願いいたします。

なお、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで幼稚園にて留め置くことといたします。